

規制改革・民間開放推進会議  
国際経済連携ワーキンググループ

平成 18 年 11 月 20 日  
内閣官房

6 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 （内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備する。	重点・外国（1）〔改定・法務ウ〕			結論
	b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方法である外国人登録制度を見直す。				
	c 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直接規定する法令を整備する。				
	d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求める。				
	e 「入国・在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投資・経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。				

【講ぜられた措置の概要等】

次頁のとおり。

## 外国人の在留管理に関するワーキングチームにおける議論の状況について

外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討状況について(H18.6.20 犯罪対策閣僚会議提出資料より抜粋)

### 5 今後の検討事項(ここでの議論の対象には特別永住者及び短期滞在者は含まない)

#### \* 次のような論点について今後検討を進める

外国人の在留管理については、出入国管理法により国が行い、外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報把握ができるような制度にしてはどうか

外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲で情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合によりその精度を高めることとしてはどうか。その他、関係行政機関の保有する情報を外国人の実態把握の実務に役立ててはどうか

在留外国人の雇用主や教育機関等の所属先にも、一定の負担(正確な情報把握のための照会制度の創設など)を補足的に求めることとしてはどうか

その際、

・変更届出をすべき事項については、活動に制限のない日系人等についても、居住地や勤務先、就学先等を含むこととすべきではないか

・現在外国人登録制度によって管理されている日系人等の在留外国人等の住所等に関する情報は、市町村その他関係行政機関における外国人に係る行政の基礎となるものであり、新たな制度の下においても市町村等における円滑な事務処理が担保される必要があるのではないか

・在留中の住居地変更等については、外国人に変更届出義務を課すが、在留期間の更新の審査とリンクさせることにより、変更届出義務の実効性が確保されるのではないか

・在留許可を受けた外国人に対しては、在留カードを交付する(不法滞在者には交付しない)

#### \* 上記の検討は、「生活者としての外国人」問題への対応に係る検討(注)と連携して進めるものとし、外国人の利便性向上にも十分に配慮 (注)「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」において検討されている

#### \* 以上の検討と併せて、次のような点も議論となりうる

・日系人等の在留許可要件(更新許可要件も含む)の見直し

#### 検討の状況

当WT(課長級)においては、市町村からのヒアリングを行ったほか、補佐クラスのサブワーキングチームを開催し、その他個別の意見交換などを行うことにより、鋭意検討を進めているところである。なお、その過程で、厚生労働省の労働政策審議会における雇用状況報告についての検討状況等についても紹介があったところ。

#### 主な論点

- (1) 新たな仕組みの基本構造について
- (2) 在留カードについて
- (3) 市町村との関係について
- (4) 所属機関の協力について
- (5) その他

以上